

# 専業主婦(主夫)の年金に新たな手続きが始まります！ (特定期間該当届・特例追納のご案内)

国民年金の切替（3号から1号へ）が2年以上遅れたことがある方へ

- 「特定期間該当届」の手続きをすることにより  
年金を受け取れない事態を防止できる場合があります。

さらに、「特定期間該当届」の手続きをした期間は保険料を納付することができます（「特例追納」といいます）。

- この「特例追納」をすることにより、年金額が増やせます。

（特例追納ができる期間は平成27年4月1日から平成30年3月31日までです）

※すでに年金を受けている方については、特例追納をしても年金額が増えない場合があります。

## 次のケースに心当たりはありませんか。

### ①ケース1

サラリーマンの夫が

- ・退職した
- ・脱サラして自営業を始めた
- ・65歳を超えた
- ・亡くなった

サラリーマンの夫と離婚した

### ②ケース2

妻自身の年収が増えて  
夫の健康保険証の  
被扶養者から外れた

※妻が会社員、夫が専業主夫の場合も同じです。

この時に切替が遅れると未納期間が発生します

## 心当たりのある方は ぜひお問い合わせください

お問い合わせは、  
最寄りの年金事務所、または『国民年金保険料専用ダイヤル』へ



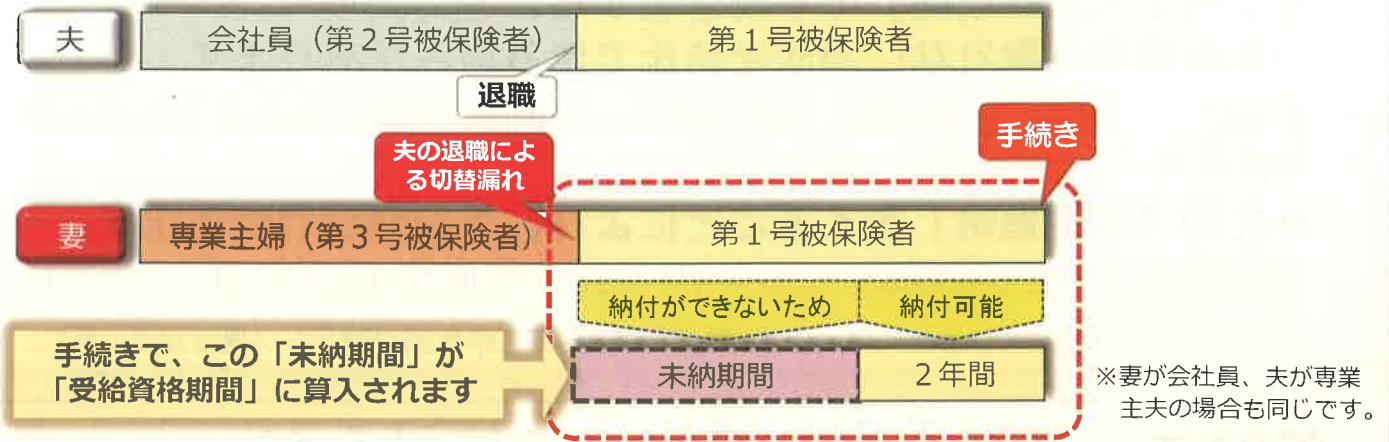
**0570-011-050**

※050から始まる電話でおかけになる場合は 03-6731-2015にお電話ください。  
※お問い合わせの際は、年金手帳など基礎年金番号がわかるものをご用意ください。

# お手続きいただきたい方

## ☛ 切替の手続きが遅れたことにより、未納期間が生じてしまった方

夫が退職した場合や、妻自身の年収が増えたときなどは、3号被保険者から1号被保険者への切替の手続きが必要となります。この切替手続きが遅れ、2年以上前の期間について保険料を納付することができず、「未納期間」が発生してしまった方が対象となります。



# お手続きのメリット！

## ☛ メリット1 年金を受け取れない事態を防止できる場合があります ➡ 特定期間化

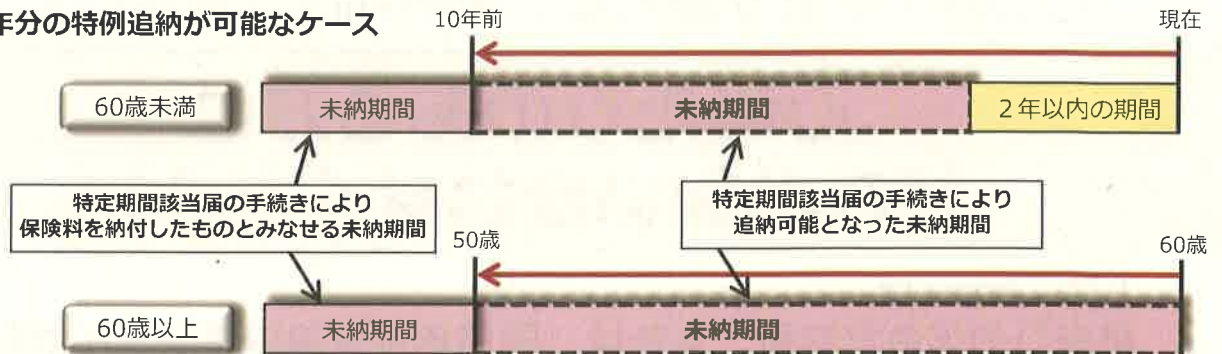
「時効消滅不整合期間に係る特定期間該当届」の手続きをすることで、この「未納期間」について「受給資格期間」に算入することができ、老齢基礎年金、または万一の際の障害・遺族基礎年金を受け取れない事態を防止できる場合があります。（ただし、年金額には反映されません）

## ☛ メリット2 保険料を追納することで、年金額を増やすことができます ➡ 特例追納

特定期間化された期間については、「特定保険料納付申込書」の手続きをすることで、最大10年分保険料を納めることができ、年金額を増やすことができます。（ただし、特例追納ができる期間は平成27年4月1日から平成30年3月31日までです）

※ご注意 すでに年金を受けている方については、特例追納をしても年金額が増えない場合があります。

### ○ 最大10年分の特例追納が可能なケース



## ☛ 追納する場合の保険料額(平成27年度における保険料額です)

平成16年度以前	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
15,430円	14,880円	14,930円	14,960円	15,090円	15,160円	15,430円	15,220円	15,070円	15,040円

※ 現在、10年以内の未納期間を追納することができる後納制度があります。後納制度が利用できる期間は、後納制度を優先して利用していただくこととなります。

● 詳しくは年金事務所、または「国民年金保険料専用ダイヤル」にお問い合わせください。